

提出された意見等の概要とこれに対する考え方
意見等の提出件数：44件（16人）

No.	項目等	件数	意見等の概要	御意見を反映	今後の取組の参考	本文の趣旨に一致	その他	県の考え方
1	上乗せ排水基準の見直し	1	BODの上乗せ排水基準を適用しないことによる海域及び河川下流部の水質への影響を適切に把握するため、下水道終末処理施設から公共用水域へ排水される箇所付近及び河川下流部での適切な水質モニタリングの実施を提案します。	○				御意見を反映し、必要なモニタリングを検討します。
2		1	下水道終末処理施設できれいに浄化された水を放流せず、汚いまま放流されてしまう可能性があり、環境によいのか。臭いの問題は大丈夫か。 ため池や下水道終末処理施設から放流される水量は、広い海からすれば微々たるもので、一時しのぎではないか。 地球温暖化による海水温や潮の流れの影響で、魚の生息域が変わったことはないのか。海の窒素やリンの濃度にこだわりすぎていないか。 漁業従事者が海苔の養殖場に肥料を撒くなどの努力をする方が下水処理場に頼るよりよいのではないか。		○			季節別運転は排水中の窒素濃度を増加させる運転を行うものであり、未処理で放流するものではありません。 また、BOD以外の他の項目の基準は引き続き適用することから、BODの上乗せ排水基準を見直しても、環境は悪化しないと想定されますが、今後もモニタリングを行い、水質を監視してまいります。 豊かな生態系の維持にあたっては、海水温等の影響も一因ではあると考えますが、水質保全とともに、一定濃度の栄養塩類が必要だと考えています。 下水道終末処理施設からの栄養塩類供給のみでは達成は困難であると考えており、今後もあらゆる施策を実施してまいります。
3		1	上乗せ基準を適用しない水域からの汚濁負荷が、基準を適用している水域に及ぼす影響を科学的に検証されているのか。 今回の基準見直しにより水質環境基準の非達成水域や非達成の接続水域へ及ぼす影響はないのか。 引き続き水質改善が必要な阪神間の沿岸部に位置する下水道終末処理施設については、例えば高度処理共同負担制度等を例にして、高度処理が必要な費用負担に対する優遇措置をお願いしたい。		○			BOD以外の他の項目の基準は引き続き適用することから、BODの上乗せ排水基準を見直しても、水質は悪化しないと想定されますが、今後もモニタリングを行い、水質を監視してまいります。
4		1	季節別運転を進めていく過程で、他の規制基準（SS、大腸菌群数）が支障となることも想定されるので、慎重な対応が必要と考える。 環境基準点を有しない河川においては、他の利害者の意見も配慮したうえで対応する必要があると考える。		○			データからは、他の規制基準が支障になっている状況は確認できませんでした。まずはBODについての上乗せ排水基準を見直し、季節別運転の円滑な運転を図ってまいります。 利害関係者の意見については配慮したうえで、水質保全を図りつつ、季節別運転の円滑な運転を実施してまいります。
5		6※	今回引き続き上乗せ排水基準を適用する大阪湾奥部の水域についても、知事の判断ですぐに上乗せ排水基準を適用しないようにできることを示す条項を追加明記しておくこと。		○			御意見を参考に、大阪湾奥部の水質でのモニタリング結果の状況により、条例の見直しを検討してまいります。

※6件の意見については、6名連名で意見があった。

No.	項目等	件数	意見等の概要	御意見を反映	今後の取組の参考	本文の趣旨に一致	その他	県の考え方
6	上乗せ排水基準の見直し	13	下水道終末処理施設のBOD上乗せ排水基準の見直しについて賛成。下水道終末処理施設での全窒素・全りん濃度を高めた放流を、より推進及び実施していただきたい。			○		豊かで美しい瀬戸内海の再生の実現を図り、季節別運転を円滑に実施してまいります。
7		1	上乗せ排水基準を適用しない範囲として、大阪湾奥と大阪湾西部の境界を設定した根拠を教えてください。				○	播磨灘及び大阪湾西部の窒素濃度については、県が定めた水質目標値（下限値0.2mg/l）を下回っているため、季節別運転の推進が必要であり、下水道終末処理施設のBODについての上乗せ排水基準を適用しないこととします。
8		1	なぜこのタイミングでの見直しを実施することになったのか経緯を教えてください。				○	県では、本年10月に、豊かな生態系を確保する上で望ましい栄養塩類の濃度として、瀬戸内海では窒素濃度0.2mg/l以上を設定しました。 播磨灘及び大阪湾西部の窒素濃度については、この水質目標値（下限値0.2mg/l）を下回っているため、季節別運転の推進が必要であることから、この度、下水道終末処理施設のBODについて上乗せ排水基準を見直すこととします。
9		1	下水道法施行令による下水道終末処理施設の構造基準であるBOD15mg/Lは、上乗せ排水基準より厳しい値となっています。上乗せ排水基準を見直ししたとしても、BOD15mg/Lは最低限遵守する必要があるため、現時点で見直しする有効性が見出せません。 今後、「計画放流水質15mg/L以下」をどのように見直しする余地や可能性等があるか教えてください。 仮に、BODの計画放流水質を定めない運用をした場合、下水道管理者は何を指標・モニタリングしながら処理場の運転を行うことになるのでしょうか。 設計の段階での下水道終末処理施設における処理性能をどのように見込むことになるのでしょうか。一旦処理性能を二次処理以下に下げたものを元に戻すには莫大な費用がかかると考えられますが、今後の長期的な視点での懸案をどの程度想定されておられますか。 施設の改築更新、突発的な悪質流入下水への対応、被災時の対応等への影響が考えられます。下水道終末処理施設は生活排水処理の最後の砦であり、ある程度の処理性能の余裕は必要不可欠かと考えられ、排水基準の緩和はその余裕を削ることにつながると危惧します。上乗せ排水基準見直し後の対応方法を教えてください。				○	BODの上乗せ排水基準では、計画放流水質と異なり、最大値でも規制しています。 季節別運転は通常とは異なる運転であることから、汚水を浄化する微生物の状態が不安定になり、排水中のBODが一時的に上昇する傾向があります。 このため、各下水道終末処理施設では、BODの上乗せ排水基準を遵守するため、窒素濃度を高める程度を抑制した季節別運転を実施しております。 したがって、まずはBODについての上乗せ排水基準を見直し、季節別運転の円滑な運転を図ってまいります。
10	その他	6※	今回の見直しの意義を周知徹底するため排水基準としてのBOD項目そのものについて、水質の生物学的実態を示す優位的価値を含んでいるという認識を共有すべきである。				○	御意見を参考とさせていただきます。
11		6※	漁業不振対策は貧栄養化対策だけでなく、マイクロプラスチック汚染対策も講じられるべきである。				○	
12		6※	排水の有害物質等の汚染除去という視点ではなく、有用物質の保全を図ることが望まれる。健全な水環境保全のための明るい前向きの法律制定を望む。				○	

※6件の意見については、6名連名で意見があった。